

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 総務課、消防・救急課、
救急企画室、予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、
防災課、国民保護室、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、参事官
評 価 年 月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策20 消防防災体制の充実強化

（政策の基本目標）

消防組織の体制強化や大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持・向上させる。

（政策の概要）

近年、地震、集中豪雨等の自然災害や火災、事故等により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、テロや武力攻撃等による災害の発生も危惧されているところである。

こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

（平成19年度予算額）

13,564百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

ア 火災予防対策の強化

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、消防用設備等の規制や、防火管理制度、消防同意・立入検査、危険物施設の規制などに係る各種消防法令の整備を進めながら、国、地方公共団体、地域住民、企業等が一体となった総合的な火災予防体制の確立を進めてきたところであり、広く国民生活全体に関わりが深いため、社会経済情勢の変化や複雑多様化する災害、事故の態様に対応した体制の整備が求められている。

近年の火災の傾向は依然として放火による火災の件数が最も多くなっている。加えて、住宅火災による死者数についても依然として高水準で推移していることから、地域住民と行政とが連携した火災予防対策が求められている。

また、小規模雑居ビル等の防火対象物における消防法令違反の是正や、地震等の大規模災害が発

生じた際の大規模・高層の防火対象物における自衛消防力の確保など、防火対象物の維持管理体制の充実強化が求められている。

更には、大規模災害を引き起こす可能性の高い危険物施設の安全管理の徹底も叫ばれているところである。

イ 地域防災力の強化

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も複雑多様化・大規模化している。また、首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生切迫性も指摘され、さらに、東海地震と東南海・南海地震の同時発生の可能性も懸念されている。

このような中、大規模災害や事故等に揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくために、国、地方を通ずる防災危機管理体制を構築し、広域的な見地から消防体制の充実高度化を図るとともに、行政と住民が一体となった地域の消防防災力の強化が求められている。

また、併せて、大規模地震発生時に円滑な災害応急対策の実施を確保する観点等から、防災拠点となる公共施設等の耐震化も求められている。

しかし、災害の大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、全国の消防本部には、出動体制、住民サービス、組織管理上の面で限界が指摘されるなど、体制として十分とはいえない小規模消防本部が多いのが現状であり、また、地域防災の中核的存在である消防団も、常備消防の進展、人口の過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化などに伴い、消防団員数は年々減少を続けており、地域防災力の低下が懸念される等、数々の課題が指摘されている。

ウ 救急業務の充実・高度化

救急業務については、全国的な体制を整備・確立するため、昭和 38 年の消防法改正により消防業務として位置付けられた。救急業務実施市町村数は、平成 19 年 4 月 1 日現在、1,769 市町村となっており、ほとんどの市町村（98.0%）で行われるに至っている。

一方、平成 18 年中の救急出場件数は約 524 万件で、前年より微減したものの、今後も、少子高齢化の更なる進展や住民意識の変化等に伴い増加し続けることが予想されている。しかしながら、厳しい財政事情等により、このような救急需要の増大に対応して救急隊の増強を図ることが困難な状況にあり、また、救急患者を扱う医療機関も減少傾向で推移していることなどから、救急車の現場到着所要時間や医療機関までの収容所要時間は遅延傾向にある。このため、昨今、長時間受入医療機関を選定できず、円滑に救急搬送がなされない事案が多数発生しており、円滑な救急搬送・受入医療体制の整備が急務となっている。

また、救命率の向上のためには、救急現場において迅速な処置を行う必要がある。そのため、メディカルコントロール体制（医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を保障する体制）の充実・強化、救急救命士の養成の促進及び処置範囲の拡大の検討、高規格の救急自動車の整備など救急業務の高度化が求められている。さらに、救急隊到着前のバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当も救命率の向上に資することから、住民に対する応急手当の普及啓発活動の推進が求められている。

エ 国民保護体制の整備

今日の国際社会においては、平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在や、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散などが重大な脅威となっており、我が国においても、平成 10 年の北朝鮮による弾道ミサイル発射、平成 11 年の能登半島沖武装不審船、平成 13 年の九州南西海域不審船出現等の事案が相次いで発生したこと等を受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。

このような諸情勢を背景として、平成 15 年には、有事の際の基本的考え方や有事の対処のための手続き等を定めた武力攻撃事態対処法が制定され、その翌年には、有事の際の国・地方公共団体等の役割や国民の保護のための仕組みを定める「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）が可決・成立し、同年 9 月 17 日から施行された。

この国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなったことから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進している。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|-----------------------------|------------------|--|
| 第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説 | 平成 20 年 1 月 18 日 | <p>今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科・小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。（中略）</p> <p>自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。</p> |
| 第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 | 平成 19 年 1 月 26 日 | <p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保（中略）は、政府の大きな責務であります。</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦</p> |

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|--|-------------------------|---|
| | | <p>略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p> |
| <p>第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説</p> | <p>平成 18 年 1 月 20 日</p> | <p>テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。</p> |
| <p>経済財政改革の基本方針 2007 （閣議決定）</p> | <p>平成 19 年 6 月 19 日</p> | <p>国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G 8 北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（一部略） ・ 有事に備えた国民保護施策を推進する。（一部略） ・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。 ・ 災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。（一部略） |
| <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 （閣議決定）</p> | <p>平成 18 年 7 月 7 日</p> | <p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。（中略）</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。（中略）</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア</p> |

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|--|-------------------------|--|
| | | <p>ア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。</p> <p>（中略）</p> <p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。（一部略） ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。 ・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。（一部略） ・救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。 |
| <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 （閣議決定）</p> | <p>平成 17 年 6 月 21 日</p> | <p>国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。</p> <p>（国民の安全・安心の確保）</p> <p>大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。（一部略）</p> |
| <p>平成 20 年度予算編成の基本方針 （閣議決定）</p> | <p>平成 19 年 12 月 4 日</p> | <p>（生活における安全・安心の確保）</p> <p>北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（中略）</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・</p> |

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|-----------------------------------|-------------------|--|
| | | <p>土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p> |
| <p>平成19年度予算編成の基本方針 （閣議決定）</p> | <p>平成18年12月1日</p> | <p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。（一部略）</p> |
| <p>規制改革推進のための3カ年計画 （閣議決定）</p> | <p>平成19年6月22日</p> | <p>10 医療関係</p> <p>ク その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等）</p> <p>③救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）（一部略）</p> <p>d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>④救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省）</p> <p>福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。</p> <p>したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p> |

(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

| 指標等 | 目標値 | 目標年度 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|------------------------|----------------------------|------|--|---|---|---|
| 住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。) | 25%減 (現状の約1,200人から5年間で) | 23年度 | 火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。 | 1,220人 (17年) | 1,187人 (18年) | 1,152人 (19年概数値) |
| 防火対象物定期点検の実施率の向上 | 70% | 23年度 | 防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。 | 50.3% | 49.0% (18年度当初) | 49.0% (19年度当初) |
| 特定違反對象物数の改善 | 特定違反對象物数の減少(対前年度比) | 19年度 | 特定違反對象物数が改善されているか。 | — | 182 (18年度当初) | 168 (19年度当初) |
| 危険物施設における事故件数 | 事故件数の低減(対前年比) | 19年度 | 危険物施設における火災・漏えい事故防止対策により事故件数が減少しているか。 | — | 598件 (18年) | 603件 (19年) |
| 緊急消防援助隊の隊数 | 概ね4,000隊 | 20年度 | 災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。 | 3,397隊 (18年4月1日現在) | 3,751隊 (19年4月1日現在) | 3,960隊 (20年4月1日現在) |
| 消防団員数 | 消防団員数の増加(対前年度比) | 19年度 | 地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。 | 消防団員数 908,043人 (うち女性13,864人) (17年4月1日現在) | 消防団員数 900,007人 (うち女性14,665人) (18年4月1日現在) | 消防団員数 892,893人 (うち女性15,502人) (19年4月1日現在) |
| 自主防災組織の組織率 | 75% | 20年度 | 地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の結成は進んでいるか。 | 64.5% (17年4月1日現在) | 66.9% (18年4月1日現在) | 69.9% (19年4月1日現在) |
| 防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数 | 緊急性の高い6,483棟 | 21年度 | 災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。 | — | 2,521棟 (18年度末見込み) | — |

| 指標等 | 目標値 | 目標年度 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|--|-------------------------|------|--|--|---|---|
| 救急救命士制度の導入による救命率の推移 | 救急搬送における救命率の向上 | 23年度 | 高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。 | 7.6% (17年中) | 8.8% (18年中) | — |
| 救急救命士の配置された救急隊の割合 | 全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置 | 23年度 | 救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。 | 78.2% (17年4月) | 82.4% (18年4月) | 86.3% (19年4月) |
| 救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合 | 全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配備 | 23年度 | 拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。 | 68.4% (17年4月) | 71.9% (18年4月) | 74.7% (19年4月) |
| 心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの） | 実施率の向上 | 23年度 | 住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。 | 34.0% (17年中) | 35.3% (18年中) | — |
| 都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数 | 実施件数の向上(対前年度比) | 19年度 | 国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。 | 国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が2件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が7件のあわせて9件 | 国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が11件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が24件のあわせて35件 | 国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が15件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が57件のあわせて72件 |
| 市町村防災行政無線（同報系）の整備率 | 整備率の向上 | 23年度 | 災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。 | 74.6% (18年3月31日) | 75.2% (19年3月31日) | — |

※平成19年度目標設定表においては、「心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）」としていたが、正確な表現にするため、「心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）」に変更した。

※H19年度目標設定表においては、「市町村防災行政無線（同報系）の整備率」の指標について、下位レベルの施策「②地域防災力の強化」の指標としていたが、市町村防災行政無線（同報系）は国民保護に係る情報伝達系の一部としても運用されていることから、下位レベルの施策「④国民保護体制の整備」の指標に変更した。

※平成 19 年度目標設定表における指標は、「都道府県・市町村における国民保護訓練の実施率」としていたが、実施率で表すより実施件数で表現する方が進捗状況を図りやすいことから、「都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数」に変更した。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

| 指標等 | 分析の視点 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 |
|----------------------------|---------------------------------------|--|-----------------------------------|---------------------------|
| 出火件数 | 出火件数はどのように推移しているか。 | 57,460 件 (17 年) | 53,276 件 (18 年) | 54,579 件 (19 年概数値) |
| 自然災害による死者・行方不明者数 | 自然災害による被害者数はどのように推移しているか。 | 死者：258 名 行方不明者：2 名 (17 年中) | 死者：164 名 行方不明者：13 名 (18 年中) | — |
| 消防の広域化の推進に関する取組状況 | 消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。 | 消防組織法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 64 号）により改正された消防組織法第 33 条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。 | | |
| 消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況 | 消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。 | 広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成 18 年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成 19 年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。 | | |
| 市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況 | 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。 | 77.7% (17 年 4 月 1 日現在) | 75.7% (18 年 4 月 1 日現在) | 82.2% (19 年 4 月 1 日現在) |
| 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果 | 災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の耐震率が向上しているか。 | 56.4% (17 年度末見込み) | 59.6% (18 年度末見込み) | — |
| 救急出場件数の推移 | 救急出動件数はどのように推移しているか。 | 5,280,428 件 (17 年中) | 5,240,478 件 (18 年中) | — |

| 指標等 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|---|--|-----------------------------------|---|--------------------|
| 救急隊員数の推移 | 救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。 | 57,966人 (17年4月) | 58,510人 (18年4月) | 59,216人 (19年4月) |
| 救急自動車による現場到着所要時間 | 救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。 | 6.5分 (17年中) | 6.6分 (18年中) | — |
| 救急自動車による収容所要時間 (救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間) | 収容所要時間はどのように推移しているか。 | 31.1分 (17年中) | 32.0分 (18年中) | — |
| 消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移 | 消防防災ヘリコプターによる災害出動状況(うち救急による出動を含む)は増加しているか。 | 5,355件 (救急2,492件を含む) (17年中) | 5,606件 (救急2,762件を含む) (18年中) | — |
| 高度な救急救命処置の実施状況の推移 | ①気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク等)、②静脈路確保、③薬剤投与それぞれの実施状況を示す。 (※③は、平成18年4月以降の数値) | ①42,671 ②11,964 (17年中) | ①47,160人 ②17,053人 ③1,546人 (18年中) | — |

| 指標等 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|--------------------------------------|--|--|---|--|
| 心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数 | ①家族等により応急手当が実施された傷病者の1ヶ月後生存率及び生存者数、②家族等による応急手当が実施されていない傷病者の1ヶ月後生存率及び生存者数の比較により、応急手当の実施の救命率への効果を示す。 | ①4.7% (1,611人) ②4.2% (2,875人) (17年中) | ①5.2% (1,8147人) ②4.5% (2,902人) (18年中) | - |
| 教育訓練を受けた救急隊員の数 | 救急隊員の資格状況について、①旧救急I課程、②旧救急II課程、③救急科（旧救急標準課程修了者を含む）、④救急救命士の内訳の推移を示す。 | ①6.3% ②37.8% ③29.3% ④26.6% (17年4月) | ①5.4% ②35.2% ③30.5% ④28.9% (18年4月) | ①4.6% ②32.7% ③32.4% ④30.3% (19年4月) |
| 救命講習実施回数・救命講習受講者数 | ①救命講習実施回数（普通・上級計）、②救命講習受講人員（普通・上級計）はそれぞれ増加しているか。 | ① 57,716回 ②1,215,985人 (17年中) | ①76,662回 ②1,467,134人 (18年中) | - |

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、小澤委員から火災件数について発言があったことを受け、参考となる指標に「出火件数」を追加した。

※平成19年度目標設定表における指標は「救急隊数の推移」としていたが、より適切な指標とするため、「救急隊員数の推移」に修正した。

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考となる指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

※平成19年度目標設定表における「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標と「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」は類似する指標であり、「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」の指標の方がより救急業務の効果を計る指標として有効であるため「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標を削除することとした。

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、小澤委員より「心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」の指標に救命者数を加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、指標を「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数」に変更した。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

本政策について、指標の達成状況をみると、平成 19 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて着実に取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。

「緊急消防援助隊の隊数」や「救急救命士の配置された救急隊の割合」、「救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合」など、国と都道府県、消防本部の連携による取組に係る指標については目標達成に向けた進捗率が高く、政策を推進することで消防防災組織体制が着実に強化されていることがわかる。

国民（事業者も含む）と行政の連携による取組については、「特定違反对象物数の改善」など目標を達成している指標もあるが、「消防団員数」や「危険物施設における事故件数」など目標の達成に至らなかった指標もある。

大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会の構築には、国民と行政の連携が重要である。そのため、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための取組を一層強化していく必要がある。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(A) 火災予防対策の強化

(a) 住宅火災対策

(必要性)

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど、高水準が続いており、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

(有効性)

住宅火災による死者の半数以上は 65 歳以上の高齢者であること、また、約 6 割は逃げ遅れによるものであることなどの状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、平成 23 年までの各市町村条例で定める日から適用。）。また、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発のため、各種関係機関や報道機関に情報提供を行い、地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携して官民一体となった活動をしている。

こうした住宅火災対策の結果、住宅火災による死者数は平成 17 年の 1,220 人から、平成 18 年の 1,187 人、平成 19 年の 1,152 人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。また、各消防本部から報告された、住宅用火災警報器の奏功事例は平成 18 年度で 90 件あり、住宅用火災警報器等の設置の有効性が確認された。

(効率性)

住宅用火災警報器等設置義務化の普及啓発については、政府広報等の広報手段だけでなく、住宅防火対策推進シンポジウムの開催や各関係機関及び報道機関への情報提供、更には地域に密着

した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ）と連携した広報活動により、国民への周知を効率的に実施した。

（b）大規模地震に対応した自衛消防力の確保

（必要性）

近年、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所においても大規模地震等に対応した自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。特に、大規模・高層の建築物においては利用者の安全確保のため、利用者の避難誘導等を円滑に行う体制整備が必要である。

（有効性）

平成 18 年 7 月から開催している「予防行政のあり方に関する検討会」の中間報告や消防審議会の答申を受け、不特定多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物に対し、大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付ける消防法の改正を行い、平成 19 年 6 月 22 日に公布されたところであり（公布日から 2 年以内に施行。）、各種会議等の機会を捉え、全国の消防防災関係者への周知を図った。これらの取組は、今後の大規模地震に対する被害軽減のために必要な施策として有効性が認められる。

（c）防火対象物の火災予防対策

（必要性）

多数の人を収容する防火対象物については、火災が発生した際、甚大な人的被害を及ぼす可能性があるため、平成 15 年 10 月の消防法改正により、防火対象物のうち収容人員が 300 人以上の特定用途のもの等に、1 年に 1 回、防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検報告を義務付けたところである。

また、小規模雑居ビルや特定違反対象物（床面積 1,500 m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）についても、火災発生時における人命の危険性が大きいことから、その早急な違反是正が必要である。

（有効性）

小規模雑居ビルの火災予防対策については、平成 13 年 10 月末には約 92%であった違反率が、平成 18 年 12 月末には 32%に大きく減少したことから、平成 13 年 9 月の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした全国一斉の立入検査や、その後の継続的なフォローアップ等の取り組みの有効性が認められる。しかし、新たな違反事案を含めたものは、平成 18 年 12 月現在 50.6%となっており、更に違反是正を徹底する必要がある。

また、特定違反対象物の火災予防対策については、平成 18 年度当初の 182 件から平成 19 年度当初の 168 件に減少したことから、違反是正の指導に有効性が認められる。

(効率性)

小規模雑居ビル等の違反是正については、過去の違反処理事例や判例などを搭載した違反処理データベースを更新するとともに、全国消防長会等の関係機関と連携し、各種研修会や地域ごとの連絡会を実施するなど、違反処理担当者の技術向上及び各地域での違反処理体制の強化を効率的に実施した。

また、違反是正の推進にあたっては、建築行政機関、警察機関、保健福祉部局等との連携強化を図ることにより、効率的な違反処理に努めた。

(d) 放火火災防止対策

(必要性)

放火による火災（放火の疑いによるものを含む。）は、平成9年から11年連続して出火原因の1位である（平成19年中の全火災件数の20.4%（概数値）。）ことから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。

(有効性)

平成16年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民による自己評価の取組等を、全国の消防機関において、春と秋の全国火災予防運動等を通じて推進している。

こうした放火火災防止対策を実施した結果、平成19年の放火火災件数（放火疑いを含む。）は11,117件（概数値）で前年度と比較して減少していることから、施策の有効性が認められる。

(効率性)

春と秋の全国火災予防運動等を通じ、「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民自らの自己評価による取組を推進することにより、消防機関と住民が一体となって効率的に「放火されない環境づくり」の確立を図った。

(e) 危険物事故防止対策等の充実強化

(必要性)

ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・漏えい事故の件数は引き続き増加傾向にあることから、危険物事故防止対策を推進していく必要がある。

また、平成15年十勝沖地震に伴う石油タンクの全面火災、JCOの原子力事故の発生や平成19年新潟県中越沖地震に伴う東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所変圧器火災の発生などにより、特殊災害対策の充実が必要となっている。

更には、循環型社会の推進のため、化石燃料に変わる燃料としてバイオマス燃料の開発が進んでいることから、それらの新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むことが必要となっている。

(有効性)

「危険物事故防止アクションプラン」を定め、官民一体となった危険物事故防止のための情報や認識の共有を図り、危険物施設における事故件数の減少に努めてきたところである。しかしながら、

平成 19 年の危険物施設における火災・漏えい件数は、危険物施設の老朽化等により、603 件と前年比で 5 件増加した。こうした中、平成 20 年 5 月 28 日に消防法を改正し、市町村長等が危険物流出等の事故原因調査を実施できるようにするなど、危険物事故の減少につながる有効な施策を打ち出したところである。

また、特殊災害については、特殊災害の被害を軽減させるための対策として、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所の自衛防災組織に対する大容量泡放射システムの配備の義務付けなどの政省令改正や、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の見直しを行うなどの施策を実施した。

更に、バイオマス燃料の安全対策としては、エタノール高濃度混合ガソリンなどの新たな燃料に対する安全性の評価、安全対策の検討を実施している。

(f) 消防防災に係る科学技術の研究・開発

(必要性)

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い消防防災科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

(有効性)

平成 19 年 2 月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂するなど、特殊・特異化する災害等に対し迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を可能にする科学技術の推進を戦略的に実施している。

また、消防防災科学技術に係る研究の提案公募型の助成制度である消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進しており、産学官の連携を強化していることなどから、消防防災科学技術の向上により、効果的な消防防災活動等の実施による被害の予防、軽減等を図るための施策として有効性が認められる。

(効率性)

消防防災に係る科学技術の研究・開発について、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進し、火災等の災害時の消防防災活動等を行う消防本部等のニーズ等が反映された緊急性や迅速性が求められる研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による効率的な研究を実施している。

(B) 地域防災力の強化

(a) 消防の広域化の推進

(必要性)

災害の多様化・大規模化や住民ニーズの変化など、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、

組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されている。そのため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

(有効性)

消防の広域化を推進するため、平成18年6月に改正された消防組織法に基づき、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定した。また、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催などにより、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進する市町村等への助言等を行ってきたところである。

これにより、各都道府県において広域化推進計画の策定が進められ、消防の広域化に向けた取り組みが着実に進行していることから、施策の有効性が認められる。

(b) 緊急消防援助隊の充実強化

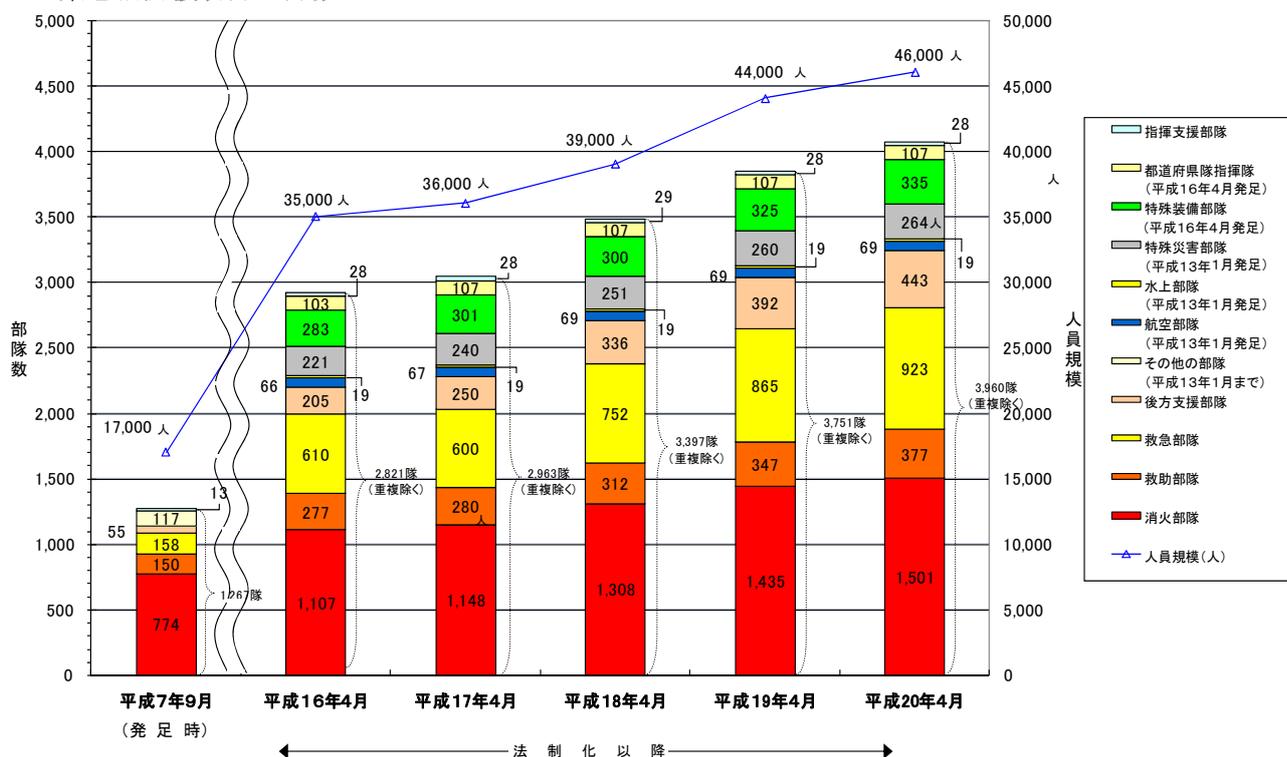
(必要性)

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫していることや、活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されるなど、近年、大規模地震等の災害への対応力の強化が緊急の課題となっているため、大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の増強が必要である。

(有効性)

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する基本計画を変更し、当初平成20年度末を目処に3,000隊としていた登録部隊数を4,000隊規模へ増強することとした。この目標に向け増強整備を促進した結果、平成20年4月1日現在で3,960隊（進捗率99.0%）と平成19年4月1日現在の3,751隊から209隊増加したことから、施策の有効性が認められる。

○緊急消防援助隊の隊数



また、全国を6ブロックに分けた地域で緊急消防援助隊の合同訓練を実施しているほか、緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、消防組織法の改正を行い（平成20年5月公布）、災害発生時の対応力の強化に有効な施策を実施しているところである。

（c）救助体制の強化

（必要性）

消防機関では火災・交通事故・水難事故・自然災害や機械による事故等から人力や機械力等を用いて人命の救助を実施しているところであるが、複雑多様化、大規模化する救助事案に対応するためには非常に高度な救助技術の習得、救助資機材の確保が必要となっている。

一方で、平成20年5月に発生した中国四川省における大地震に伴い、国際消防救助隊（IRTF）を派遣するなど、国際貢献の枠組みで救助活動を実施する事例もあることから、この観点からも救助体制の強化が必要となっている。

（有効性）

平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故を契機として、平成18年4月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を改正し、新たに、高度救助隊及び特別高度救助隊の整備を行うこととした。特別高度救助隊には特殊災害対応自動車並びに地域の実情に応じてウォーターカーター及び大型ブロアーを配備するなど、高度な救助資機材を導入している。また、これらの隊員は高度な救助技術に関する知識・技術を兼ね備えた隊員で構成されることから、この高度救助隊員等の教育を消防大学校のカリキュラムに取り入れたところである。

こうした取組により、救助体制の充実・強化が図られていることから、施策の有効性が認められる。

（d）消防団員の確保・活動環境の整備

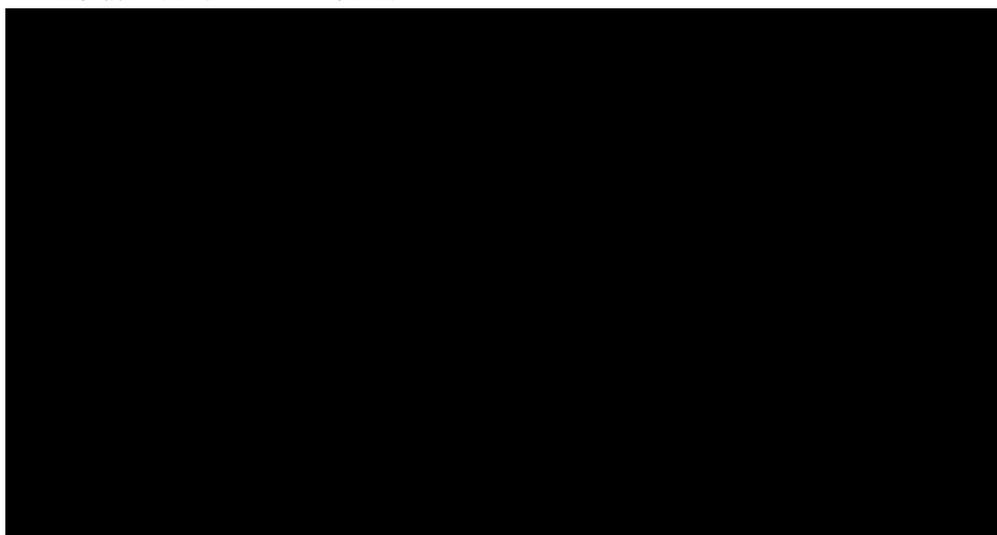
（必要性）

消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしていることから、災害の複雑多様化、大規模化に的確に対応するために消防団のより一層の充実強化と活性化を図る必要がある。

（有効性）

消防団員を確保するため、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進、消防団協力事業所表示制度、消防団員確保アドバイザー等の施策を講じているところである。しかし、平成19年4月1日現在の団員数は892,893人と平成18年4月1日現在の団員数900,007人から7,114人の減少となっている。これは、新任団員（6万人程度）を上回る団員が退職したことによるものである。退職団員数をカバーするには至っていないが、上記のような新任団員確保・活動環境の取組が一定の成果を上げて、前年度に比べ団員数の減少幅は小さくなっていることから施策の有効性が認められる。

○消防職団員数（各年4月1日現在）



（e）自主防災組織の充実強化

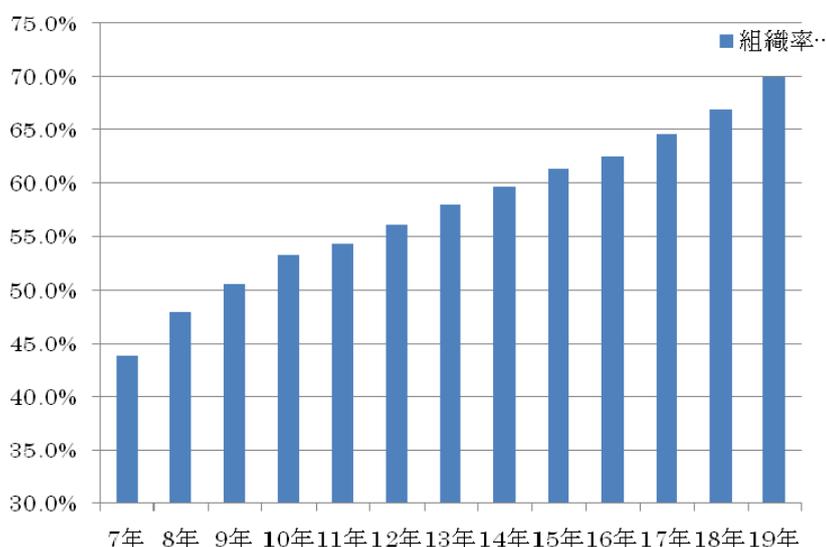
（必要性）

地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、災害危険箇所等の巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水等を行うなど地域における消防防災について非常に重要な役割を担っていることから、自主防災組織の結成促進及び育成強化が必要である。

（有効性）

地域安心安全ステーション整備モデル事業の実施団体の選定やシンポジウム・出前講座の開催、テレビ番組、ホームページ等による防災活動の普及啓発等を実施した結果、自主防災組織の組織率は平成19年4月1日現在69.9%と平成18年4月1日現在の66.9%から3%増加したことから、施策の有効性が認められる。

○自主防災組織の組織率（各年4月1日現在）



組織率：全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合

(f) 地域防災計画の見直し

(必要性)

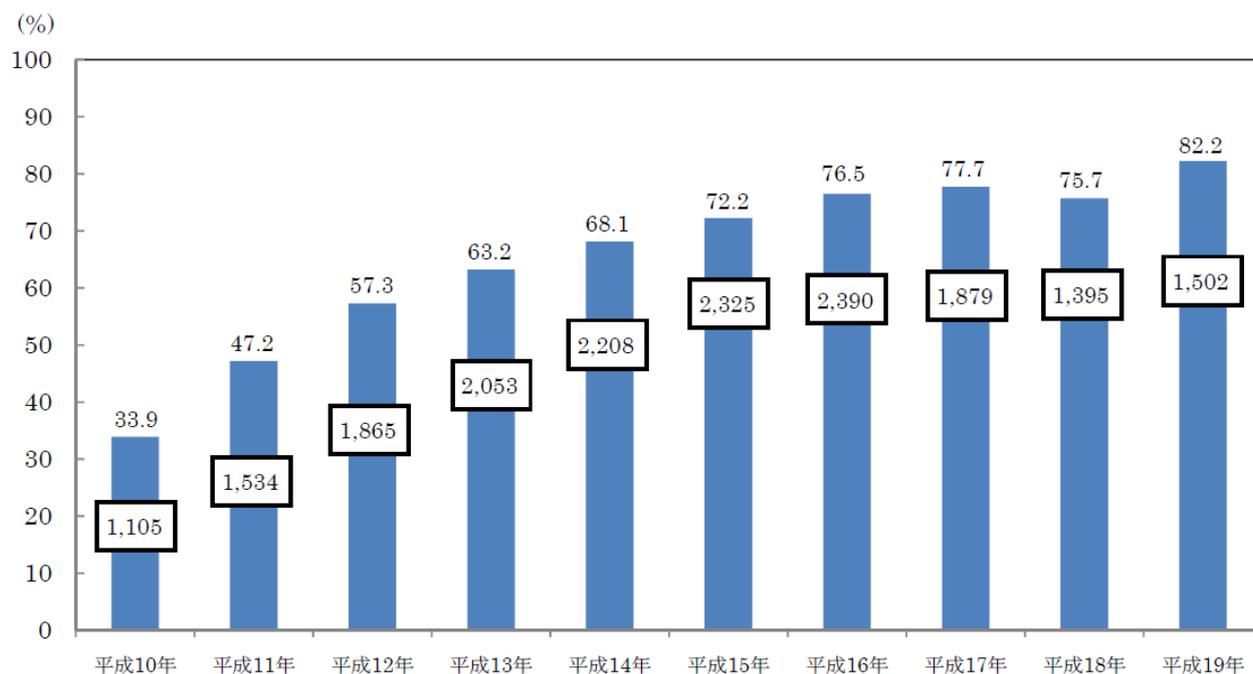
地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、既に全都道府県とほぼ全ての市町村で作成されているが、災害対策基本法においては、地域防災計画について毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないこととされており、地域の実情を踏まえた計画の見直しが必要である。

(有効性)

消防庁では、地域防災計画の点検・見直しを地方公共団体に要請するとともに、各地方公共団体の地域防災計画の内容が一層具体的かつ実践的なものとなるよう、平成17年7月に「地域防災計画データベース」の運用を開始したところである。これらの取組により各地方公共団体の地域防災計画の見直し（阪神・淡路大震災以降）が促進され、修正率は平成19年4月1日現在で82.2%と、平成18年4月1日現在の修正率75.7%に比べ、6.5%上昇したことから、施策の有効性が認められる。

○市町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況

(各年4月1日現在、比率は全市町村数に占める割合)



※ グラフ内の枠内の数字は、修正した市町村数を表す。

(効率性)

地域防災計画の見直しについては、消防庁による「地域防災計画データベース」の運用により、他の地方公共団体の計画との比較・検証が容易になり、各地方公共団体による効率的な計画の見直しが可能となっている。

(g) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進

(必要性)

公用・公共用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が必要である。

(有効性)

防災拠点となる公共施設等の耐震化については、公共施設等耐震化事業（起債事業）による財政支援や地方公共団体の担当者のために「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、情報提供を行うことにより地方公共団体における公共施設等の耐震化について支援しているところである。

こうした取組の効果もあり、耐震化の緊急性が高い公共施設等については、平成 18～21 年度で耐震改修を予定していた棟数のうち、既に約 4 割が耐震改修を終えている。

また、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率という観点でも、平成 17 年度の調査では、平成 21 年度末の耐震率を 59.8%と見込んでいるが、平成 18 年度の調査における同年度末の耐震率見込みは 59.6%であり、見込みを上回るペースで確実に進んでいることから、耐震化促進のための取組に有効性が認められる。

(C) 救急業務の充実・高度化

(a) 救急需要対策

(必要性)

現在、少子高齢化の進展や住民意識の変化並びに核家族化等に伴って救急需要が拡大しており、救急出場件数が 10 年間で 55%増加している。一方で、救急隊数は 10%の増加にとどまっていることなどから、救急自動車の平均現場到着所要時間は 10 年間で 6.0 分から 6.6 分と遅延傾向にある。救命率の向上を実現するため、救急需要対策について検討し、真に救急自動車を必要とする傷病者へ円滑に対応することができる救急業務実施体制を確保することが必要である。

(有効性)

平成 19 年 4 月 1 日現在の救急隊数は 4,846 隊と、前年比で 67 隊増となっており、引き続き救急隊の確保に取り組み、救急体制の充実を図っているところであるが、これに加え、救急需要の増加への対応として、民間の患者等搬送事業者の活用促進や市民への情報提供サービスの充実、さらには、119 番通報受信時等における緊急度・重症度の選別（トリアージ）の実用化に関する検討などを行い、特例措置として救急隊編成の弾力化を構造改革特区において本格導入することとするなど、新たな視点から有効性の高い施策を実施しているところである。

また、消防防災ヘリコプターによる離島、山間部等における迅速な急患搬送や、大規模災害等における広域的な救急搬送は、後遺症の軽減を含めて高い救命効果が期待できることから、ヘリコプターの機動力を活かした救急活動を推進しているところである。これにより、消防防災ヘリコプターによる救急搬送件数は、平成 18 年中が 2,762 件と平成 17 年中の 2,492 件から 270 件増加してい

るところであり、ヘリコプターによる救急業務実施体制の整備は非常に有効性の高い取組であると認められる。

(効率性)

緊急性のない者を搬送対象とする、消防機関が認定した患者等搬送事業者については、平成20年1月1日現在、514社の登録があり、前回調査時の424社より着実に伸びており（平成18年10月1日）、救急需要対策において民間事業者の効率的な活用が図られている。

(b) 高度な救急救命処置の実施

(必要性)

高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待できることから、引き続き救急救命士の養成を促進するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大に係る検討を行うほか、救急搬送時における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等の実施を確保するため高規格救急自動車の整備促進を図る。また、消防機関と医療機関との連携を強化し、救急救命処置等の適切な実施に必要な医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、救急救命士の資格取得後の再教育・研修体制を確保するため、メディカルコントロール体制の充実・強化を推進することが必要である。

(有効性)

救急隊に配備されている救急救命士（運用救急救命士）の数は平成19年4月1日現在において17,218人（対前年比750人増）であり、救急隊員に占める割合も30.3%（対前年比1.4%増）と増加している。また、救急救命士が配置された救急隊の割合は86.3%（対前年比3.9%増）となっており、平成23年度に目標としている90%に向けて着実に進行している。さらに、救急救命士の処置範囲も拡大しており、平成15年4月から医師の具体的指示なしでの除細動が、平成16年7月からは気管挿管が、平成18年4月からは薬剤投与がそれぞれ行うことができることとなった。これらの結果、救急救命士によって処置された傷病者の救命率は平成18年には8.8%（対前年比1.2%増）となっており、救命率の向上につながっている。

高規格の救急自動車の配備台数は、平成19年4月1日現在4,391台で、全体の74.7%（対前年度比2.8%増）を占めており、高度な救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置（緊急消防援助隊設備整備補助金、地方交付税措置等）等の取組の成果は上がってきている。

救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、一層重要性が増しているメディカルコントロール体制については、各都道府県単位及び各地域単位のメディカルコントロール協議会の設置が全て完了し、医療機関と消防機関の連携体制の充実・強化及び医学的観点からの救急業務の質的向上が図られており、救命率の向上に寄与するものとしてその有効性が認められる。

(効率性)

高水準で推移する救急需要に対応するため、平成19年度は、構造改革特区として、コール・トリアージ（119番通報受信時における指令室トリアージ）を活用し、救急隊編成の弾力的な運用を認めることとしており、救急搬送の効率化を図っている。

(c) 住民による応急手当の実施

(必要性)

平成 18 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 6.6 分であるのに対し、心肺機能停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合の救命率は著しく低くなることから、救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上に大きく寄与するものと考えられる。

平成 18 年における救命講習受講者数は、約 147 万人で、平成 14 年以降 100 万人を超えているところであるが、救命率を向上させるため、今後も受講者数の増加を図っていく必要がある。

(有効性)

平成 18 年中には約 147 万人が救命講習を受講し、平成 18 年の心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 1.3%増の 35.3%となるなど、消防機関による応急手当の普及啓発活動が一定の成果を上げており、救命率の向上に寄与している。心肺機能停止傷病者に対する家族等による応急手当の実施有無別救命率を見ると、応急手当が実施されている場合は、実施されていない場合よりも 0.7%高くなっており（平成 18 年中）、取組の有効性が認められる。

(D) 国民保護体制の整備

(a) 国民保護訓練の実施

(必要性)

国民保護訓練（国と地方公共団体が共同して行う訓練（共同訓練）及び地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練））は、国民保護法において努力義務として定められているところである。平時において、いざというときに迅速に国民保護措置が実施できるよう、国民保護訓練の実施が必要である。

(有効性)

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効である。

平成 19 年度は、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に 72 件が実施された（平成 18 年度は 35 件）。このうち、共同訓練が 15 件、単独訓練が 57 件実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したもの、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われているところである。

(b) 情報伝達・提供手段の整備

(必要性)

国民保護法においては、有事の際に、住民への情報伝達が義務づけられており、いかに迅速に伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素である。そのため、消防庁から衛星通信ネットワークを用い同報系の市町村防災行政無線を通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備を進めることが必要である。また、

国民保護に定められている安否情報の照会・回答事務に係るシステム（安否情報システム）についても、全国統一に運用を開始したところであり、地方公共団体における運用体制の整備を図ることが必要である。

（有効性）

防災対策事業債の充当対象として財政的支援措置を講じたこと等により、市町村防災行政無線の整備率は、平成19年3月31日現在、75.2%（速報値：対前年度比0.6ポイント増）となり着実に増加していることから、防災行政無線の整備推進のための施策について有効性が認められる。

また、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合において、消防庁から通信衛星を経由して都道府県、市町村に警報の内容を直接伝えるとともに、市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレンを自動吹鳴させることなどを可能とする全国瞬時警報システム（J-A L E R T）は、平成20年6月25日現在、41都道府県62市区町村で情報の受信、同報系防災行政無線等の自動起動を開始している。

安否情報システムについては、平成19年度に運用試験を実施したところであり、平成20年4月25日から運用を開始したところである。

これらのシステムを整備することは、有事の際、迅速かつ確実に情報を伝えることが可能となるため、住民の生命を守り、避難住民支援のために極めて有効な施策である。

（効率性）

市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、安否情報システムなどの情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となっている。

5 今後の課題と取組の方向性

（1）政策の課題と取組の方向性（総括）

消防庁では大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を実現するために、社会情勢に応じ、消防防災・危機管理に係る制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施してきたところである。

近年の政策的な主な課題としては、まず、消防法等の制度改革を行った事案に対する制度の定着が挙げられる。大規模・高層の防火対象物の管理者に、消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた平成19年度の消防法の改正や、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けた平成16年度の消防法の改正などで制定した制度等を、いかに定着させていくかが課題である。

また、大規模災害やテロ・武力攻撃等に対する、組織体制の強化が課題としてあげられる。緊急消防援助隊の拡充や消防の広域化の推進、消防団員数の増加、救急需要への対応など、国・地方を通じた組織体制の拡充が課題となっている。

さらに、国民への消防防災・危機管理に対する認識と理解を向上させるための普及・啓発活動も重要な課題となっている。

これらの課題に対し、消防庁では引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|------------|---|
| <p>ア 住宅火災対策</p> <p>【課題】 住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・住宅用火災警報器等の普及促進に係る事業</p> | 見直し・改善の方向性 | 住宅防火対策については、高齢化の進展に伴い死者数の増加が懸念される状況を踏まえた上で、住宅用火災警報器等の設置、防災製品導入等の総合的な住宅防火対策を普及促進する方向で推進していく。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| | (実施体制) | ○ 関係機関等との連携に基づく住宅防火対策の推進。 |
| <p>イ 大規模地震に対応した自衛消防力の確保</p> <p>【課題】 改正消防法の施行後、大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられる大規模・高層の防火対象物の関係者に対し、制度を確実に定着させるための指導・監督が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・防火対象物の大規模化・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討に係る事業 ・民間事業所における自衛消防力の確保に係る事業</p> | 見直し・改善の方向性 | 改正消防法の施行後についても、制度の定着を図るため継続的な指導を推進していく。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ◎ 政省令改正が必要。 |
| | (実施体制) | ○ 消防計画のガイドラインの策定や優良事例の紹介、消防機関への技術支援等により民間事業所における自衛消防力の確保を促進。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|--------------------------|--|
| <p>ウ 防火対象物の火災予防対策</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検を推進することにより適切な防火管理を図るとともに小規模雑居ビルでは法令改正に伴う新たな違反要因等により違反率が高くなっていることから立入検査等を強化することが課題。 カラオケボックス店等の小規模施設における安全対策のあり方を検討するとともに認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等の設置基準等を見直しつつ広報・普及啓発に取り組むことが課題。 <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討に係る事業 消防法令に係る違反是正推進事業 | <p>見直し・改善の方向性</p> | <ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検については、点検率の向上を推進していく。 小規模雑居ビルをはじめとした法令違反対象物の是正について指導を推進していく。 カラオケボックス等の小規模施設における火災発生の状況を踏まえ、安全性を確保するために設備設置基準等を見直す。 認知症高齢者グループホーム等における設備設置基準等の見直しを踏まえ、推進方策を検討していく。 |
| | | <p>(予算要求)</p> |
| | <p>(制度)</p> | <p>◎ 政省令改正が必要。</p> |
| | <p>(実施体制)</p> | <p>○ 違反処理データベースの充実、消防機関における立入検査及び違反是正に関する体制の充実及び事例検討等。</p> |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|------------|---|
| <p>エ 放火火災防止対策</p> <p>【課題】 放火火災の低減を図るため、「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を確立することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・住宅及び市街地における放火火災防止対策推進事業</p> | 見直し・改善の方向性 | 放火火災防止対策については、依然として放火が火災原因の第1位である状況を踏まえ、地域全体で取り組む放火火災防止対策を強化する方向で推進していく。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| | (実施体制) | ○ 「放火火災防止対策戦略プラン」に係る全国の取組状況を取りまとめ、同プランの内容を改善に活用。 |
| <p>オ 危険物事故防止対策の充実強化</p> <p>【課題】 a 危険物施設の安全対策の総点検として、屋外タンク等の安全対策の総点検の実施、「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用、危険物施設の腐食防止・抑制対策等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの耐震性及び安全性確保のための調査・検討事業 ・「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、事故防止対策事業 ・危険物施設の腐食劣化等に関する調査・検討事業</p> | 見直し・改善の方向性 | 危険物事故対策の充実強化については、依然として危険物施設における事故件数が増加傾向にあることから、総合的な対策強化の方向で推進していく。 |
| | (予算要求) | ◎ 予算枠の拡大を検討。 |
| | (制度) | ◎ 改正について検討。 |
| | (実施体制) | ◎ <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンク貯蔵所における内部浮き蓋に係る調査・検討により、耐震性、安全性の確保のための技術基準を制定。 ・「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、官民一体となった事故防止対策の強化。 ・危険物施設の腐食防止・抑制対策、劣化した危険物施設を継続使用するための安全対策の検討。 ・地下貯蔵タンク・地下配管の健全性評価を行う手法の検討。 ・危険物流出事故の原因調査結果の効果的な活用方法の検討。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|--|------------|--|
| <p>【課題】 b バイオマス燃料等の新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むとともに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価を推進することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・E10、BDF等のバイオマス燃料の安全性評価に係る事業 ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価に係る事業</p> | 見直し・改善の方向性 | 新技術・環境技術に関する安全対策については、バイオマス燃料への関心や需要が高まっていることから、着実に推進していく。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (実施体制) | ◎ 改正について検討。 ◎ ・バイオマス燃料に係る実証実験、新規危険性物質の調査・検討を行う等、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策のあり方について検討。 ・新規危険性物質について危険性評価を実施。 |
| <p>【課題】 c 石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図るため、大容量泡放射システムの本格的な導入に向けた県域を越える広域的な防災体制を確立するとともに、原子力施設における防火防災対策の充実強化を図るため、関係機関との連携の強化を進めていくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・大容量泡放射システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方に関する検討に係る事業 ・消防機関と原子力事業者等との円滑な連携についての検討に係る事業 ・「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」等の見直しに係る事業</p> | 見直し・改善の方向性 | 大容量泡放射システムの配備状況を踏まえ、引き続き、広域的な防災体制の強化を推進していく。 関係機関との連携により、引き続き、原子力施設における自衛消防体制等防火防災対策の充実強化を推進していく。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (実施体制) | ○ 従来どおり。 ○ ・大容量泡放射システムの相互活用等のあり方について検討。 ・原子力施設における消防訓練のあり方について検討。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|--|--------------------------|---|
| <p>カ 消防防災に係る科学技術の研究・開発</p> <p>【課題】</p> <p>今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が課題。</p> <p>また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが課題。また、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・消防防災体制の整備に係る技術研究開発事業</p> | <p>見直し・改善の方向性</p> | <p>消防防災に関する研究開発については、日々刻々と進化する科学技術等の動向を踏まえた上で、多種多様な消防防災の課題について研究し、課題解決を図る方向で推進していく。</p> <p>競争的研究資金制度については、年度ごとの契約という事務手続を踏まえた上で、研究の連続性、円滑な研究支援体制を確立する方向で推進していく。</p> |
| | <p>(予算要求)</p> | <p>◎ 予算枠の拡大を検討。</p> |
| | <p>(制度改正)</p> | <p>○ 従来どおり。</p> |
| | <p>(実施体制)</p> | <p>◎ 消防防災に関する研究開発をより一層推進。競争的研究資金に係る研究成果について事後・追跡評価等を行い、施策等に反映することを検討。</p> |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|--|------------|--|
| <p>キ 消防の広域化の推進</p> <p>【課題】 災害の多様化・大規模化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進することにより、消防体制の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防広域化推進アドバイザーの派遣 ・消防広域化セミナーの開催 ・手引き書の作成・配布</p> | 見直し・改善の方向性 | 消防体制の充実強化が求められる中で、消防の広域化については、市町村が消防の広域化を検討する際にきめ細かく助言する方向で推進していく。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 従前どおり。 |
| | (実施体制) | ◎ ・消防広域化推進アドバイザーの派遣。 ・消防広域化セミナーの実施。 |
| <p>ク 緊急消防援助隊の充実強化</p> <p>【課題】 緊急消防援助隊については、引き続き基本計画に基づく施設の整備と登録部隊数 4,000 隊への増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化することが課題。</p> <p>また、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・緊急消防援助隊設備整備費補助</p> | 見直し・改善の方向性 | 平成 20 年度末までに、登録目標である 4,000 隊規模を達成する見込みである。また、平成 20 年度に基本計画を見直し、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進する。 |
| | (予算要求) | ◎ 予算枠の拡大を検討。 |
| | (制度) | ◎ 改正について検討。 |
| | (実施体制) | ◎ ・緊急消防援助隊施設の整備促進。 ・ヘリコプターテレビ電送システムの全国的な整備の推進。 ・毎年度実施している地域ブロック合同訓練の充実を図り、迅速な出動及び指揮・連携能力の強化を図る。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|--------------------------|--|
| <p>ケ 消防団員の確保・活動環境の整備</p> <p>【課題】 地域の防災力の低下を招かないよう消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、地域防災の中核的存在である消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討することが課題</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防団活動の周知のための各種媒体を活用した広報 ・消防団協力事業所表示制度の普及 ・消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用促進</p> | <p>見直し・改善の方向性</p> | <p>消防団の充実に関しては、引き続き団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図るなど、消防団員の確保・活動環境の整備を行っていく。</p> |
| | <p>(予算要求)</p> | <p>○ 事業の継続を検討。</p> |
| | <p>(実施体制)</p> | <p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団協力事業所表示制度の全国的な普及浸透。 ・消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用促進。 ・マスメディア等を活用した広報の実施。 |
| <p>コ 自主防災組織の充実強化</p> <p>【課題】 自主防災組織については、組織率が低い地域の結成促進を図るとともに、行政と住民が一体となった情報収集伝達・警戒避難体制の整備や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施等を促進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・地域安心安全ステーション整備モデル事業</p> | <p>見直し・改善の方向性</p> | <p>自主防災組織連絡協議会設置や地域安心安全ステーション整備モデル事業による地域の連携等の促進、テレビ番組・消防庁 HP による防災知識の普及啓発等を引き続き実施し、自主防災組織の充実強化を図っていく。</p> |
| | <p>(予算要求)</p> | <p>○ 事業の継続を検討。</p> |
| | <p>(実施体制)</p> | <p>○</p> <p>地域安心安全ステーション整備モデル事業を、引き続き、全国 103 ヲ所で実施。</p> |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | | |
|---|------------|---|--|
| <p>サ 地域防災計画の見直し</p> <p>【課題】</p> <p>地方公共団体に対し、地域防災計画の実効性を高めるため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な見直しを求めていくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画データベースの維持管理 | 見直し・改善の方向性 | 地域防災計画の見直しについては、地域の実情に即した具体的かつ実践的な見直しが求められていることを踏まえ、地域防災計画データベースの運用及び都道府県地域防災計画の内容の比較・検証を通じて、より適切な計画への見直しを行える環境整備を推進していく。 | |
| | | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| | | (実施体制) | ○ 災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成・修正に係る意見を処理しつつ、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体への支援を実施。 |
| <p>シ 防災拠点となる公共施設等の耐震化</p> <p>【課題】</p> <p>耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等耐震化事業（起債事業） ・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査 | 見直し・改善の方向性 | 引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）等を活用し、耐震化緊急実施計画を推進していく。 | |
| | | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| | | (実施体制) | ◎ 引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）及び防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査を実施し、地方公共団体による公共施設等の耐震化を促進。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | | |
|--|--------------------------|---|--|
| <p>ス 救急需要対策</p> <p>【課題】</p> <p>a 救急需要対策への取組</p> <p>引き続き救急隊の確保を図るとともに、救急需要対策に取り組むことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車の適正利用の推進 ・民間患者等搬送事業者の活用促進 ・救急業務高度化推進検討会（トリアージ作業部会）の開催 | <p>見直し・改善の方向性</p> | <p>構造改革特区における救急隊編成弾力化事業に係るコール・トリアージの本格導入をうけ、その有効性及び全国展開の可能性について検証するなど、新たな対策についても取組を進める。</p> | |
| | | <p>（予算要求）</p> | <p>◎ 予算枠の拡大を検討。</p> |
| | | <p>（制度）</p> | <p>○ 従来どおり。</p> |
| | | <p>（実施体制）</p> | <p>◎ 従来の救急需要対策に加え、構造改革特区におけるコール・トリアージの運用状況をフォローするなど、救急需要対策を総合的に推進。</p> |
| <p>【課題】</p> <p>b 消防防災ヘリコプターの救急出動</p> <p>住民の安心・安全の確保の観点からも、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会の開催 | <p>見直し・改善の方向性</p> | <p>365日24時間運航体制への移行を目指しつつ、MC体制の拡充、救急救命士の配置等の対策について取組を進める。</p> | |
| | | <p>（予算要求）</p> | <p>○ 事業の継続を検討。</p> |
| | | <p>（制度）</p> | <p>○ 従来どおり。</p> |
| | | <p>（実施体制）</p> | <p>○ 「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会」等における検討結果を踏まえ、消防防災ヘリコプターの配備について、住民の安心・安全の確保の観点から、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進。</p> |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|---|---|
| <p>セ 高度な救急救命処置の実施</p> <p>【課題】</p> <p>a 救急救命士に対する再教育の充実 気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図るとともに、救急救命士の再教育体制を充実することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急業務高度化推進検討会（メディカルコントロール作業部会）の開催 ・救急救命士に係る講習及び病院実習の修了状況等調査を実施 | <p>見直し・改善の方向性</p> | <p>平成19年度救急業務高度化推進検討会報告書を踏まえ、救急救命士の再教育体制の充実を図る。</p> |
| <p>（予算要求）</p> | | <p>◎ 予算枠の拡大を検討</p> |
| <p>（制度）</p> | | <p>○ 従来どおり。</p> |
| <p>（実施体制）</p> | <p>○ 救急救命士に対する気管挿管、薬剤投与等の再教育について、平成19年度救急業務高度化推進検討会報告書に示された再教育プログラムの実施体制の整備を促進するとともに、今後の体制のあり方について検討。</p> | |
| <p>【課題】</p> <p>b 救急救命士・救急隊員の養成促進 救急救命士が配備された救急隊の割合は平成19年4月1日現在86.3%となっているが、配備状況については地域によって偏りがあることから、地域バランスも考慮し、更なる救急救命士の養成を図ることが必要。また、救急隊の増加等の要因もあることから、救急隊員に対する救急科等の教育のさらなる推進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政措置等による養成促進 ・全国救急隊員シンポジウム等の推進 | <p>見直し・改善の方向性</p> | <p>救急救命士運用隊数の割合の低い地域については重点的に養成を図るとともに、救急隊員の更なる教育を推進。</p> |
| <p>（予算要求）</p> | | <p>○ 事業の継続を検討。</p> |
| <p>（制度）</p> | | <p>○ 従来どおり。</p> |
| <p>（実施体制）</p> | <p>○ 高規格救急自動車整備促進事業等により、救急救命士の養成期間中における救急隊員の確保に必要な経費について、財政措置を講じることとしており、更なる救急救命士の養成を推進する。</p> | |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|--|------------|--|
| <p>【課題】 c 高規格の救急自動車の整備 救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合は平成 19 年 4 月 1 日現在 74.7%となっており、救急救命士の養成と併せて、引き続き整備が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・高規格救急自動車整備促進事業の実施 ・緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業を実施</p> | 見直し・改善の方向性 | 高規格救急自動車整備促進事業の開始により、救急自動車の更新・整備を促進する。 |
| | (予算要求) | ○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 高規格救急自動車整備促進事業の実施(平成 20 年度から平成 22 年度)。 |
| | (実施体制) | ○ 高規格救急自動車整備促進事業を開始し、高規格救急自動車の配備率向上を目指す。 |
| <p>【課題】 d メディカルコントロール体制の充実 メディカルコントロール協議会は、すでに各都道府県単位及び各地域単位では、全て設置が完了したが、活動の実態については、地域差が大きいと見られ、今後は、設置目的に沿った活動が行われるよう支援するなど、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げすることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・全国メディカルコントロール協議会連絡会の開催 ・救急業務高度化推進検討会(メディカルコントロール作業部会)の開催 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p> | 見直し・改善の方向性 | 救急業務高度化のため、メディカルコントロール体制の一層の強化を推進する。 |
| | (予算要求) | ◎ 予算枠の拡大を検討。 |
| | (制度) | ◎ 制度の新設について検討が必要。 |
| | (実施体制) | ◎ メディカルコントロール体制については、全国的な質の底上げを図るため、全国メディカルコントロール協議会連絡会を開催し、実態調査と現状把握を行うとともに、先進事例等各地域の実情についての情報交換等を引き続き実施するほか、メディカルコントロール協議会の法的位置づけの明確化を含めたメディカルコントロール体制の一層の強化を推進。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|--|------------|---|
| <p>【課題】 e 救命効果の検証・分析の高度化 救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行い、政策に反映させることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・救急統計活用検討会（仮）の開催 ・ウツタイン統計の活用による救命処置効果等の検証 ・救急オンラインシステムの充実</p> | 見直し・改善の方向性 | ウツタイン統計及び救急オンラインシステムのより効果的な活用を図る。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| | (実施体制) | ◎ 平成 17 年より導入したウツタイン様式（心肺停止症例を原因・目撃の有無・住民による心肺蘇生の実施の有無等により分類し、それぞれの分類における傷病者の予後を記録する様式）による統計データを活用し、救急救命処置や応急手当の救命効果を詳細に分析するとともに、救急オンラインシステムの充実を図る。 |
| <p>ソ 住民による応急手当の実施</p> <p>【課題】 現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、講習会等の一層の推進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防機関における救命講習の実施促進 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p> | 見直し・改善の方向性 | 住民による応急手当の実施体制の充実強化を図る。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| | (実施体制) | ○ 住民による応急手当の実施については、早期に広く普及啓発活動を行っていく必要があるため、AEDの内容を含めた講習会等の実施をさらに推進していくとともに、講習会等の状況のフォローアップを行い、効果的な施策のあり方を検討。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|--|---|--|
| <p>タ 情報伝達手段の整備</p> <p>【課題】</p> <p>有事の際、市町村は、J－A L E R Tを活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続きその整備・普及を推進することが課題。</p> <p>安否情報システムの普及・定着を図ると共に、自然災害・事故等での活用を進めるため、情報入力体制の整備を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>国民保護体制の整備</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J－A L E R Tの整備 ・ 安否情報システムの運用 | 見直し・改善の方向性 | 防災行政無線及びJ－A L E R Tについて、地財措置等により全国的な整備・普及を図るとともに、国民保護訓練等を通じて安否情報システムの普及・定着を図る。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| (実施体制) | ○ 防災行政無線及びJ－A L E R Tについては、地方の財政状況や技術動向を踏まえ、整備・普及を推進していく。 安否情報事務については、地方公共団体の意向を踏まえ、体制の整備及び安否情報システムの普及を支援していく。 | |
| <p>チ 国民保護訓練の実施</p> <p>【課題】</p> <p>国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>国民保護体制の整備</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護共同訓練 ・ 国民保護共同訓練セミナー ・ ブロック会議 | 見直し・改善の方向性 | 共同訓練については、引き続きシナリオ作成に関する助言や、訓練の検証、財政支援を行うこと等により、積極的に支援していく。 単独訓練については、地方公共団体が単独で訓練を実施することが出来るようマニュアルを作成し各自治体に配布してきた。今後は、シナリオのサンプルを作成することなどにより積極的に訓練を推進していく。 |
| | (予算要求) | ○ 事業の継続を検討。 |
| | (制度) | ○ 従来どおり。 |
| (実施体制) | ○ 地方公共団体が単独で実施する訓練についても、全国会議等の機会を通じて要請。 | |

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

(ア) 目標設定に活用

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員より火災件数について発言があったことを受け、参考となる指標に「出火件数」を追加した。
- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員より「心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」の指標に救命者数を加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、指標を「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別 1 か月後生存率及び生存者数」に変更した。
- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考となる指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

(イ) 評価書の内容に反映

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、柿本委員より国際救助についても評価書に載せるよう指摘があったことを受け、検討した結果、評価書の内容に国際救助の内容を反映した。

(2) 評価に使用した資料等

「消防白書（平成 19 年版）」

<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h19/index.html>